第15章　特定福祉用具販売

（人員に関する基準）

第49　居宅条例第268条及び第269条に定める指定特定福祉用具販売の人員に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅条例第268条、居宅規則第66条）

指定福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第45(1)を参照するものとする。

(2) 管理者（居宅条例第269条）

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第６(3)を参照するものとする。

（設備に関する基準）

第50　居宅条例第270条に定める指定特定福祉用具販売の設備に関する基準については､次のとおりとする。

(1) 同条第１項に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

（運営に関する基準）

第51　居宅条例第271条から第277条までに定める指定特定福祉用具販売の運営に関する基準については、次のとおりとする。

(1) サービス提供の記録

居宅条例第271条は、当該指定特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、居宅条例第276条第２項に基づき、５年間保存しなければならないものとする。

(2) 販売費用の額等の受領

①　居宅条例第272条第１項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額をいい、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれるものとする。

②　居宅条例第272条第２項及び居宅規則第67条は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、次のア及びイについては、居宅条例第272条第１項の費用のほかに、利用

者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

イ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

③　居宅条例第272条第３項は、指定訪問介護に係る居宅条例第21条第４項と同趣旨であるため、第８(10)④を参照するものとする。

(3) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付

居宅条例第273条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次のものを利用者に対し、交付することとしたものである。

①　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書

②　領収書

③　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(4) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成

①　居宅条例第274条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。

②　同条第３号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。

なお、同号に定める「特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書」とは、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいう。

③　同条第４号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治医からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

④　特定福祉用具販売計画の作成

ア　居宅条例第275条第１項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。

なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成するものとする。

イ　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載するものとする。

なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案するものとし、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。

ウ　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならないものとする。

なお、特定福祉用具販売計画は、居宅条例第276条第２項の規定に基づき、５年間保存しなければならないものとする。

(5) 記録の整備

居宅条例第276条により、整備すべき記録は次のとおりとする。

① 特定福祉用具販売計画

② 提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録

③ 準用される居宅条例第27条に係る市町村への通知に係る記録

④ 準用される居宅条例第38条第２項に係る苦情の内容等の記録

⑤ 準用される居宅条例第40条第２項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 準用

居宅条例第277条及び居宅規則第68条の規定により、居宅条例第９条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第43条、第57条、第109条第１項及び第２項、第255条、第258条から第260条まで並びに第262条並びに居宅規則第４条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第８(1)から(5)まで、(7)及び(8)、(14)、(20)から(27)まで、第12(4)、第25(5)、第47(2)、(4)及び(5)を参照するものとする。

この場合において、次の点に留意するものとする。

① 居宅条例第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、居宅条例第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、居宅条例第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、居宅条例第109条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、居宅条例第255条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、居宅条例第258条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、居宅条例第259条及び第260条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。

② 準用される居宅条例第109条第１項及び第２項については、次の点に留意すること。

ア　指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

イ　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。

③ 準用される居宅条例第258条については、次の点に留意するものとする。

「指定特定福祉用具販売の提供方法」とは、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等をいう。「販売費用の額」としては、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、居宅条例第272条第２項及び居宅規則第67条により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規

定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録（居宅条例第277条で準用する居宅条例第262条第２項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。